

(その 125)「長年の苦勞、おれの気持ちをしっかり残しておきたい」遺言公正証書(2016.2)

昨年 11 月下旬、民商の鏡さんの紹介で川崎区中島に住む K さんが相談センター来られました。話を聞きますと「30 年余り同居している E さんは入院しているがお医者さんからいつどうなるかわからないと言われた」「おれが死んだら遺産はすべてお前にやると言ってくれましたが、生命保険と年金を受け取れるようにするにはどうすればいいのでしょうか」という相談でした。

E さんには 30 年以上別居している妻がいて「死んでも籍は抜かない」と妻は言っており K さんは同居していても籍を入れる事が出来ずにいます。子どもは 3 人いるが独立しています。

公証役場の M さんに相談したところ「遺言公正証書を作って E さんの気持ちを残しておかないと K さんにはどうなるかわかりませんよ」との事でした。

生命保険の受け取りを K さんに書き直してもらい、年金事務所に相談に行きますと遺族年金はどちらが受け取ることができるかは、審査会で決まりますが「籍が入ってなくても同居実績 30 年を証明するものが必要です」との事でした。

必要な手続きが終わって 12 月 28 日入院中の E さんのベットのそばで M 公証人と 2 人の証人立会いのもと遺言公正証書を作成する事が出来ました。

1 月初旬 K さんから「おかげさまで私も E さんもホッとしています。有難うございました」とお礼に来られました。